

公立大学法人奈良県立医科大学役員報酬規程の一部改正

改正後	現 行
<p>(基本給)</p> <p>第4条 常勤役員の基本給月額、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 理事長(学長) 900,000円</p> <p>(2) 理事及び監事 <u>850,000円以内</u>で理事長が決定する額</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(平成22年度における特例措置)</p> <p>4 <u>平成22年4月1日から平成23年3月31日</u>までの間における附則第2項の規定の適用については、同項「100分の4」とあるのは「<u>100分の3.8</u>」とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>この規程は、平成22年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(基本給)</p> <p>第4条 常勤役員の基本給月額は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 理事長(学長) 900,000円</p> <p>(2) 理事 <u>500,000円</u>から 850,000円までの範囲内で理事長が決定する額</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(平成21年度における特例措置)</p> <p>4 <u>平成21年12月1日から平成22年3月31日</u>までの間における附則第2項の規定の適用については、同項「100分の4」とあるのは「<u>100分の3.7</u>」とする。</p>